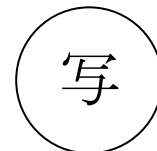


令和2年（2020年）3月24日開会

令和2年（2020年）第4回

茨木市教育委員会定例会

会 議 録



茨木市教育委員会

◆ 令和2年3月24日（火）第4回教育委員会定例会を南館6階会議室で開催した。

◆ 出席委員

教 育 長	岡 田 祐 一
教育長職務代理者	武 内 由 紀 子
委 員	片 山 正 敏
委 員	篠 永 安 秀
委 員	堀 村 佳 奈 子

◆ 本委員会に出席した者

教 育 総 務 部 長	乾 克 文
教 育 政 策 課 長	玉 谷 圭 太
学 務 課 長	堤 義 孝
施 設 課 長	中 井 教 純
社会教育振興課長	松 本 栄 子
歴史文化財課長	木 下 典 子
中央図書館長	吉 田 典 子
学校教育部長	加 藤 拓
学校教育推進課長	谷 周 平
教 職 員 課 長	岩 城 大 将
教育センター所長	足 立 英 幸
こども育成部長	岡 和 人
保育幼稚園総務課長	山 寄 剛 一

◆ 署名委員

委 員	篠 永 安 秀
-----	---------

(令和 2 年 3 月 2 4 日 (火) 、 午後 2 時 0 0 分)

議事日程 (令和 2 年第 4 回 茨木市教育委員会定例会)

(於 : 市役所南館 6 階会議室)

日程	議案番号	件名	摘要
1		会議時間の決定について	
2		会議録署名委員指名について	
3		諸般の報告について	
4	報告 2	令和 2 年度 教育費予算について	
5	7	茨木市教育委員会所管事務委任、専決等に関する規則の一部改正について	
6	8	茨木市教育委員会学校 (園) に勤務する職員就業規則の一部改正について	
7	9	茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について	
8	1 0	茨木市公民館条例施行規則の一部改正について	
9	1 1	茨木市教育施設等使用規則の一部改正について	
10	1 2	茨木市立幼稚園職員服務規程の一部改正について	
11	1 3	茨木市立公民館長の解嘱について	
12	1 4	職員人事について	

(1 4 時 0 0 分 開 会)

岡田教育長

それでは、ただいまから令和2年第4回茨木市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席者は5名でありまして、会議は成立いたしております。

なお、本委員会には部長以下、説明員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 「会議時間の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後4時までといたしたいと思いますが、異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本委員会の会議時間は午後4時までと決定いたします。

日程第2 「会議録署名委員指名について」。

本件は、茨木市教育委員会会議規則第17条の規定により、篠永委員をご指名申し上げますので、よろしく願いいたします。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

乾教育総務部長が報告

岡田教育長

以上の報告につきまして、ご質問ございませんか。

武内委員

2月9日日曜日のバリアフリー映画会は、参加者55人ということなんですけれども、これはどういう内容で、対象者はどういう方で、どんな題目の上映だったんでしょうか。

吉田中央図書館長

バリアフリー映画会は、視覚や聴覚に障がいのある人もない人も一緒に楽しんでいただくことができる、音声ガイドつき日本語字幕つきの映画を上映いたしました。受付の際に、障がいがある方を先に受付を始めまして、障がいのない方については2週間ほど遅れて受付を始めた形になります。

内容につきましては、「くちびるに歌を」という、2015年に制作されたもので、出演者も新垣結衣さんとか木村文乃さんとか、かなり若い方が出られている映画になります。

対象は、障がいのある方もない方も両方対象になるのですが、いつもの映画会に比べまして若い方も来られていました。障がいがある方で来られていたのは、視覚障がいの方が2名、精神障がいの方が2名、肢体障がいの方が1名、無回答の方5名で、10名の方が参加されました。

武内委員

55人というのは、いつも開催されている中では人数が多いほうなんですか、それともちょっと今回は少なかったとか、どちらなんですか。

吉田中央図書館長

通常と同じくらいです。ただ、通常ときは定員80名としていますが、この映画会については60名としています。車いすの方に入っていたりしますので、席の間をあけたり、空間をあけたりしてしましたので、定員自体も少なくなっています。

武内委員

はい、ありがとうございます。

岡田教育長

ほかはどうでしょうか。

堀村委員

2月20日から、コロナウイルスの影響で行事は原則中止ということなんですけれど

も、どのようなものが中止になっているのでしょうか。また、延期ということは、4月以降に実施されるのでしょうか。わかっていることがあれば教えてください。

玉谷教育政策課長

中止になった行事について、まず2月22日に、中央図書館で映画会を予定しておりました。続いて、2月29日は、上中条青少年センターで、こどもセミナー（まが玉ペンダントづくり）を予定しておりました。3月6日は、太田公民館で親まなびお出かけ講座を予定しておりました。3月7日は、上中条青少年センターで青少年健全育成研修会を予定しておりました。同じく3月7日は、上中条青少年センターでこどもセミナー（氷のお城と雪だるまキャンドルづくり）を予定しておりました。2月22日から3月7日は、水尾図書館でこども向け工作等行事を予定しておりました。2月22日から3月12日は、中央図書館でおはなし会を予定しておりました。3月2日から3月16日は、文化財資料館で、ちょっと昔のいばらき「はこぶ 道具展」を予定しておりました。2月29日は、茨木市こども会育成者連絡協議会主催により、上中条青少年センターでこども会育成者大会を予定しておりました。

吉田中央図書館長

中止になりました映画会につきましては、また時期を見て、開催したいと思っています。

おはなし会につきましては、ほぼ毎週どこかでやっている行事になりますので、演目はちょっと季節によって変わりますので、演目を変えた形で実施する形になると思います。

行事につきましても、材料等用意しているものがありますので、また時期を見て行いたいと思います。

松本社会教育振興課長

子どもセミナーにつきましては、また次年度以降に機会を持っていきたいと考えております。

青少年の健全育成研修会につきましては、今年度内の実施が難しいですので、また青少年の育成団体が集まる機会を通して、啓発に努めていきたいというふうに考えてお

ります。

それから、今年度初の試みとして、太田公民館のほうで親まなびお出かけ講座を予定しておりました。これは、家庭学級を中心にやってもらっているんですけども、今回、公民館に併設されている図書館の分室があるところで、そこに来ている保護者の方を対象にというふうに考えていたんですけども、これが中止になりましたので、これはまた新たに年度が変わりましたら、早々に企画して、実施したいというふうに考えております。

木下歴史文化財課長

ちょっと昔のいばらき「はこぶ 道具展」についてですが、3月の2日から3月16日までは休館に伴いまして、会期を変更して、終了させていただきました。

この期間中に申し込みをいただいていた団体見学の3校につきましては、学校と調整させていただきまして、出前講座での対応ということで2校が可能となったのですが、1校につきましては休校に伴いまして実施できませんでした。

堀村委員

ありがとうございました。

片山委員

2月19日の教育センターフォーラムなんですけど、参加者の方から、非常に勉強になった、参考になったという評価をいただいておりますけど、この中でちょっとわからない言葉がありまして、教えていただきたいんですけど、情報教育の中ですって、参加者から行事予定とスズキ校務をリンクさせたりと、スズキ校務というのは、どういうものなのかということと、それから道徳教育でP4Cという取り組み、4つの項目で話をつくるということなんだろうけど、具体的にはどのようなことを指しているのか、教えていただきたいのですが。

足立教育センター所長

まず、スズキ校務についてですが、これは校務支援システムの業者名になります。学校のほうでは、このスズキ校務というほうが通用しているようで、どこの学校でもこ

んな形で校務支援システムのことを呼んでいる様子です。

それから、道徳教育のP4Cということなのですが、この内容につきましては、今、片山委員がおっしゃっていただいていたようなところで、4つの事実をつなぎあわせながら子どもたちの思いを話し合うような、そういうような流れで使っているというふうに報告があったと思います。この4つの項目というところで、うまく子どもたちの思考をつなげるようなものを準備するということが大切であるというようなことが、この中では報告されておりました。

片山委員

その4つの項目ということは、例えば主語述語とか、そういう文法的なものじゃなくて、4つの事実、主体とか客体とか、何かそういうようなものを指すんですか。

足立教育センター所長

今、言っていたいたようなものになります。いろんな事実であるとか、事象というものをつなげ合わせながら考えさせていく流れになります。

片山委員

はい、ありがとうございます。

岡田教育長

ほかは、どうでしょう。

それでは、以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第2号「令和2年度教育費予算について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

乾教育総務部長

令和2年度の教育費予算につきまして、市長に申し入れを行い、予算案がまとまりましたので、ご報告をいたします。

令和2年度の予算につきましては、市長改選年度に当たるため、「骨格予算」とし、社会福祉経費や施設の維持管理等の経常的経費、人件費等の義務的経費、継続費・債

務負担行為を設定している事業等を中心とした上で、「総合計画の推進による“次なる茨木”の実現に向けた施策の充実と「ビルド&スクラップ」の実践による健全財政の確保」を念頭に編成されております。

教育委員会におきましても、教育行政の一層の充実・向上を図るため、効果的な教育費予算の確保に努めたところでございます。

予算の概要でございますけれども、お手元の資料の1ページをごらんください。

まず、歳入の合計でございますけれども、936億5,000万円でありまして、前年度と比較いたしまして、16億円、1.7%の増となっております。

増額の要因といたしましては、地方消費税交付金及び地方交付税等の増によるものでございます。

続きまして、歳出予算でございますけれども、2ページをごらんください。

歳出合計は936億5,000万円でありまして、教育費につきましては、歳出予算総額が87億337万3,000円でありまして、前年度と比較して、4億4,315万6,000円でございます、5.4%の増となっております。

増額の主な要因といたしましては、公民館及び小学校の営繕に係る経費の増等でございます。

続きまして、令和2年度の教育費の当初予算の主な内容につきましては、各担当課長からご説明を申し上げます。

谷学校教育推進課長

項番1からまいります。項番1につきましては、茨木っ子キャリアパスポートの作成についてでございます。非認知能力を育成するため、活動記録の振り返りにより成長を確認するキャリアパスポートの作成を4歳児から中学3年生までを対象に実施いたします。経費として664万8,000円を計上しております。

項番2、いま未来手帳の活用についてでございます。これは中学生全学年を対象に、いま未来手帳を配布し、振り返りやスケジュール管理を行うことにより、自身を客観的に見る力であるメタ認知能力の育成につなげます。経費として、426万4,000円を計上しております。

項番3、リーディングスキルテストの実施でございます。これにつきましては、モデル校2校、もしくは3校の小学6年生、これは学校の協議で5年生も可というふうに

しております。これらの学年を対象に、文章や図表を読み取る力を問う、リーディングスキルテストを実施し、課題分析から国語の授業改善につなげ、子どもたちの国語力の育成につなげるものです。経費としまして、98万5,000円を計上しております。

足立教育センター所長

項番4、プログラミング教育の推進についてでございます。令和2年度から小学校では必修化され、中学校においても新学習指導要領で内容の充実が予定されております。プログラミング教育を推進するために、教科書学習で活用するプログラミング教育教材を導入するものでございます。経費といたしましては、161万1,000円を計上しております。

谷学校教育推進課長

項番5についてでございます。スクールサポーターの配置についてです。これは、これまでの学習サポーター、図書館支援員等を統合し、柔軟なサポートを行い、支援体制の充実を図るものでございます。経費として、2億2,232万1,000円を計上しております。

中井施設課長

続きまして、項番6、小中学校トイレの環境改善でございますが、老朽化したトイレの洋式化等への改修を行うものでございます。委託料として、2,400万円を計上しております。

次に、項番7、小中学校のエレベーター設置事業ですが、校舎へのエレベーター設置に伴う実施設計及び工事費で、1億2,170万円を計上しております。

次に、項番8、小学校校舎の長寿命化推進事業ですが、施設の長寿命化を推進するため、校舎の外壁改修等に伴う実施設計及び工事費として、3,730万円を計上いたしております。

堤学務課長

続きまして、4ページをお開きください。

項番 9、就学援助制度における入学準備金支給単価等の増額でございます。子どもの貧困対策及び保護者の負担軽減を図るため、小中学校入学前の 3 月に支給しております入学準備金等の支給単価を増額するものでございます。事業費といたしましては、1 8 9 万 6, 0 0 0 円を計上いたしております。

松本社会教育振興課長

項番 1 0 につきましては、公民館利用者の利便性の向上を図るため、エレベーター設置に係る工事費等と公民館建物の長寿命化を図るため、外壁改修等を行う経費として 1 億 9, 0 3 9 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。

吉田中央図書館長

項番 1 1 です。図書館利用の利便性の向上及び窓口業務の効率化を図るため、図書館のシステム更新に合わせ水尾図書館と穂積図書館に予約資料の受け取りコーナーを導入する費用として、1 0 9 万 2, 0 0 0 円を計上しています。

木下歴史文化財課長

項番 1 2 につきましては、ザビエル像発見 1 0 0 周年記念事業の実施でございます。本市に残された貴重な歴史遺産の魅力を広く市内外に周知するため、キリシタン遺物資料館において実施する企画展とあわせ、文化財資料館においてザビエル像発見 1 0 0 周年記念企画展やメダイ鑄造体験を実施するものでございます。事業費として、1 8 3 万 9, 0 0 0 円を計上しております。

中井施設課長

項番 1 3、小中学校外周塀の改修ですが、安全安心な学校環境を整備するため、小中学校のブロック塀等の外周塀を改修し、フェンスを設置するもので、委託料として 3 8 0 万円を計上しております。

以上でございます。

岡田教育長

以上で、説明は終わりました。これより質疑を行います。

篠永委員

私のほうから、新年度の教育環境の充実ということで、施設課が各種教育環境の改善に取り組んでいただいている、ありがとうございます。

昨今のコロナウイルス感染症が地球規模になってきているということで、例えば材料などが中国から、外国から来ているものが入りにくくなっているというニュースもちらほら聞いていたり、特に私のほうの経験ですけど、小児のトイレの便器がなかなか入ってこないとかですね、実際に困っているところもあるんですけど、工事が始まって、いざ物品が足りなくて工事のままでずっと止まっているという、子どもたちの危険も伴う場合もあるかもしれませんので、そのあたり、物流といいますか資材調達の面では、現段階ではどのような感じになっているんでしょう。予算がおりているから、するということですが、わかる範囲で教えていただけますか。

中井施設課長

今、委員からご質問ありました件ですが、今年度は幸いにも全て工事を終えた段階で、こういった新型コロナウイルス感染症の拡大という形になりました。新年度につきましては、補正予算も含め、関係課の協力のもと、業者との調整、協議の中で、そのあたりの状況を十分に協議し、最初の執行を上げた段階で、一定の状況が明らかになってくると思いますので、財政部局とも協議しながら事業を進めたいと考えております。

岡田教育長

ほかは、よろしいでしょうか。

片山委員

1番のキャリアパスポートといま未来手帳なんですけど、これは、一度作ったら、毎年追加していく形になっていたんですかね。だから、幼稚園からずっと、将来は1冊のものに、まとめ上げられる形になるんですかね。

谷学校教育推進課長

形式としましては、この予算の大半は、いわゆるバインダーの予算になっています。

そこにとじ込んでいくという形になります。それで、そのバインダーは 11 年間使う予定です。

片山委員

いま未来手帳は、毎年 1 冊ですか。

谷学校教育推進課長

手帳は毎年、1 年ごとに新しい手帳になり、1 年間で使い切りという形になります。

片山委員

ということは、手帳については毎年 4 2 6 万要るという形になるわけですね。

谷学校教育推進課長

その予定です。

片山委員

キャリアパスポートは、追加分の金額だから 1 2 分の 1 かな、1 0 何分の 1 が必要なんですね。

谷学校教育推進課長

1 0 分の 1 と、あと転入生の分です。

片山委員

バインダーは毎年最初の年の子どもの分だけが追加されるということですか。

谷学校教育推進課長

はい、そうですね、それとあと、こちらで印刷して配るカード代がかかるという形になります。

岡田教育長

ほかは、どうでしょうか。

堀村委員

コロナの関係なんですけども、それで消毒薬とかマスクとか体温計が必要になったりとか、あるいは学童保育室を午前中開室していることで追加で費用がかかったりとか、このあたりの関係はどうなっているんでしょうか、

乾教育総務部長

学校のほうですけども、マスクについては配付はいたしてはおりません。日々の保健用品の中で買っている分とかがありますが、基本的には自分で持ってくるというところになっております。その後、休業になりましたので、あまり必要がなくなっております。

それからですね、ほかの分については、卒業式、入学式をするに当たり手指消毒液とかを買いましたけれども、その分については、もともとの教育費の予算の中から購入できております。

岡こども育成部長

学童保育につきましては、今現在、こども育成部の所管になりますので、教育費とは直接関連がないんですけれども、対応につきましては、現場で指導員は子どもたちと接するので、必ずマスクをというふうにはしてはおりません。急な症状が出たとか、特に指導とかでなくて、子どもたちと密接にかかわるときには、濃厚接触を避けるという意味でマスクを使いましょうということを言っていますが、こども育成部の中で、保育所、幼稚園を含めたマスクの在庫、あるいは手指の消毒液の在庫を把握しまして、4月の10日とか20日ぐらいまではもつような形では準備しておりますが、それ以降もこの体制を続けなければいけないとなったときには、ちょっと不安が残る状況にはあります。厚生労働省のほうから、学童も含めて、幼稚園もそうですけれども、1施設当たり幾らかの消耗品代の補助が出るということになっていきますので、それを活用して、次年度に向けての衛生関係の物品の購入に努めていきたいと思っています。

あと、学童保育室を午前中から開室することについての必要な経費については、厚労省

から10分の10、100%、その経費をみるということで、申請もいたします。

堀村委員

はい、ありがとうございます。よろしくお願いします。

武内委員

前に聞いたかもわからないんですけども、3番のリーディングスキルテストの実施ということで、このリーディングスキルテストというのがどういったものなのか、業者作成の何か既成のそういうテストがあるのかどうかということと、そのことが子どもたちのすごい負担になるような内容ではないかなというのが、ちょっと心配ですけども、どんな感じなんでしょう。

谷学校教育推進課長

これは業者といいますか、こういう形の研究をしている研究所がつくっているテストになります。パソコンで回答する選択方式ということになります。

子どもへの負担という点で言いますと、これはかなり頭を使うので、疲れるという点では間違いなく、通常のテストよりも疲れるのではないかなというふうには思うんですけども、そうやって現状を把握して、授業改善につなげるというステップで、必要なテストではないかというふうに考えております。

武内委員

有効に働いてくれたらいいなというふうに思います。子どもたちも真剣にね、まじめに取り組んでくれて、課題が見えてきて、それに向けて、また学力向上のために使っていけたらいいかなというふうに思います。

もう一つ、ちょっと質問なんですけれども、5番目のスクールサポーターの配置ということで、たくさんの予算が措置されているんですけども、これは以前のいろんな職があったのを統合して、新たに、この名称的にスクールサポーターというふうにしたと思うんですけども、そのときの予算よりも増えたのか減ったのか、そのときの予算と、今回のこの予算とは整合性はあるんでしょうか。

谷学校教育推進課長

予算という点でいいますと、会計年度任用職員制度も入ったこともありまして、若干の増というところにはなるかと思うんですけども、1人の勤務時間がこれまで例えば12時間の職員がいたり、20時間のサポーターがいたりといろんな形だったのを、全て19時間という形で統一しましたので、人数的なもの、予算的のものは多少増減はあったんですけど、こちらとしては、できるだけ学校に配置するサポーターの総時間ができるだけ変わらないようにという視点で、配置をさせていただくという形になりました。

武内委員

ということは、予算的には減るといえるか、何か、ある程度、満たされているというふうにとらえていいんでしょうか。

谷学校教育推進課長

厳密な数字は今、手元に持っていないんですけども、金額的には若干の増で、人数的には若干の減というところになります。ただ、先ほど申し上げたとおり、1人の勤務時間が違いましたので、人数という点では若干の減にはなりましたが、学校にとっては人が変わるというところはありませんけれど、サポーターがいてくれる時間帯は、ほぼ一緒でいけるというふうには考えています。

武内委員

はい、わかりました。

武内委員

あと、図書館の件なんですけれども、図書館の予約受け取りコーナーの導入ということで、何か2館に導入されるということなんですけれどもね、例えばネットで予約していて、ここへ受け取りに行きますと。じゃあ、中央のほうにあったものを、水尾図書館なら水尾図書館で受け取りたいということであれば、その中央図書館にある資料を水尾図書館に持っていかれるわけですね。そういう、何か流通って言ったら大げさですけども、それを持っていくというようなことは、そんなにスムーズにいくものな

んでしょうか。ちょっとシステムの的にわからないんですが。

吉田中央図書館長

現在の予約システムも、どこの館、分館、分室、中央館で予約しても、取り寄せるシステムになっています。毎日、配送便を送っていますので、昨日予約したものが今日届くというのが基本の形になっています。

この予約受け取りコーナーというのは、平成27年度に中央図書館に導入しました。自分が借りたい予約した本を、コーナーに並べていまして、そこでカードをかざすと、その本がどの棚にあるかというのが出る形になっています。その棚から、自分で取って、自分で借りて帰っていくという形で、カウンターのほうに寄らない、行かないシステムです。ほかの4分館では導入していなかったのですが、穂積図書館は広域利用で非常に需要が増えているということ、もともと水尾図書館のほうは予約の利用が多かったということで、今回、システムがちょうど5年が経ちまして更新がありますので、それに合わせて、この利用の多い2館に導入するという形になります。

武内委員

じゃあ、中身というよりも、そういうコーナーを設置するという、そのための予算なんですね。はい、わかりました。

片山委員

教育費予算、ほかの各部の予算に比べて5.4%も増えているということで、4億4,300万ですか、この厳しい中、結構増えています、その4億4,000万の内訳として、新しいのは、キャリアパスポートとかいま未来手帳とか、新規事業が結構入っていますけど、それ以外に何か、大きなものがありますでしょうか。

玉谷教育政策課長

歳出の増ということで、会計年度任用職員の制度移行に伴う人件費の増、それから公民館営繕事業の増、それと小学校営繕事業の増ですね。それぞれエレベーターの設置、公民館のエレベーターが1億6,313万1,000円、小学校のエレベーターの設置が1億3,920万円で、主なものがそういったものになります。

片山委員

結構、ハードなものが多いということですね。

玉谷教育政策課長

そうですね、はい。

片山委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかは、どうでしょうか。

これをもちまして、「令和2年度教育費予算について」の報告を終わります。

日程第5 議案第7号「茨木市教育委員会所管事務委任、専決等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

乾教育総務部長

議案第7号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、職員の出張に係る決裁権限の下部委譲を行うことで、意思決定の迅速化を図り、また幼稚園長及び学校長の専決事項を整理するとともに、専決者及び代決者が不在の場合の事務処理方法を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、これまで宿泊の有無により異なっていた出張に係る専決区分を統一し、理事、次長、副理事及び課長の出張については部長の、参事、課長代理、その他の職員及び附属機関の委員等の出張については、課長の専決事項といたします。

次に、幼稚園職員の出張、時間外勤務、休暇等について、幼稚園長が専決できる旨を新たに規定いたします。

次に、校長の専決区分について、これまで学校教育部長の専決事項であった宿泊を要する校長の出張、教職員課長の専決事項であった校長の休暇及び欠勤等に関することについて、校長の専決事項といたします。

次に、代決の特例といたしまして、至急に処理しなければならない事務について、専決者及び代決者が不在の場合、専決者の上司の決裁により処理することができる旨を追加いたします。

最後に、附則といたしまして、令和2年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

篠永委員

出張が、少し遠方でも行きやすくなるということなのかなとは思いますが、それは研鑽を積むためには必要かなとは思いますが、この宿泊費が結局出るということになるわけなんではないでしょうか。

玉谷教育政策課長

今回の規則改正は、決裁区分の変更でありまして、新たに宿泊の手当が出るというものではございません。

武内委員

どういう良さがあるというか、どういう変化があるのかがわからないんですけども、この改正文の真ん中よりちょっと下のあたりのところ、第6条第2号中「所属教職員」を「校長及び所属職員」に改め、というところがちょっと、どういう意味なのか、どういう内容を含んでいるのか、教えてください。その続きもそうですね、「所属教職員」とあったのを「校長及び所属職員」に改めるという部分、どうしてその校長が出てきたのかなという。

玉谷教育政策課長

所属教職員という言い回しを校長及び所属職員に変更したということですけども、所属教職員であれば、学校のどなたが対象になるかちょっと不明確でしたので、校長と

所属職員をわかりやすくしたものです。

武内委員

それは、今までと何かが変わったのでそうされたのか、何か不都合があってそういうふうにしたのか、それとも、このほうがいいという何か根拠があるのでしょうか。

岩城教職員課長

実質なかったなので、もう明記したほうがいいというところで、今回の改正の中に入れてさせていただいたというところです。

岡田教育長

休憩します。

休憩（14時50分）

再開（14時53分）

岡田教育長

再開いたします。ほかは、何かございませんか。

それではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

（各委員「異議なし」の発言あり）

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

（各委員「原案賛成」の発言あり）

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第8号「茨木市教育委員会学校（園）に勤務する職員就業規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

乾教育総務部長

議案第8号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入され、臨時的任用職員が会計年度任用職員に移行すること、また「支援担当員」の職を廃止すること及び「医療介助員」の職を新たに設置することから、所要の改正を行うものです。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料として規則の新旧対照表をご配付しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

片山委員

今まで支援担当員だった方が、医療介助員と名前が変わっていますが、これは何か新しく資格制度ができたんですかね。

谷学校教育推進課長

ここの改正文の文言については誤解を招く可能性がある表現ではあるんですけど、支援担当員と医療介助員についてはつながりがないものでして、支援担当員というのは、現状でいう生徒サポーターに当たります。

流れとしましては、支援担当員、生徒サポーターの職を廃止する、スクールサポーターに統合されるんですけども、廃止するというのが1つ。それと、今回は、医療介助員ということで、これまで看護師資格を持った介助員も同じ介助員という枠だったんですけども、これを一般的な介助員と医療介助員との2項だてといいますか、看護師資格を持った介助員は医療介助員として、この会計年度任用職員制度の設定に当たって独立させたというところで、新たな職名をここに設置したという形になっております。

片山委員

看護師資格をお持ちになるということは、看護師業務といいますか、いわゆる、ある程度、医療的な行為を予想したことまでできるという、今までの介助員の方ではできないことまでできるということなんですか。どのあたりまでできるようになるんですか。

谷学校教育推進課長

現在でも、介助員の中に看護師資格を持った介助員という人を配置しておりまして、その方がいろんな医療的ケアを進めています。どういうことをするかというところなんですけれども、事前に医師の先生とご家族との相談があった上でということなんです。その医師からの指示書をもとに、例えばインシュリン注射、自分ではできない場合のインシュリン注射であったり、酸素ボンベの取り扱いであったり、そういった資格がなければ触ってはいけないといいますか、手当てをしてはいけないということをしていくという形になっています。

片山委員

じゃあ、そういう医療介助員の方は、学校に必ず置かなければならない方なんですか。置くことができるだけのことなんですか、努力義務なんですか、必ず置かないといけない方なんですか。

谷学校教育推進課長

置かねばならないかという、その法的な根拠は、現状、把握はできていないんですけども、実際にそういう子どもたちがいるというところで、介助員は必要で、あと医療的ケアをする必要があるというところで、市として配置をしているというところがあります。

これについては、そういう医療的ケアが必要な子どもたちがいるので、その子どもたちが学校に安心して来られるようにというところを目的に、配置をさせていただいている、そういう人材でございます。

片山委員

現在のところ、何校に何人いらっしゃるんですか。

谷学校教育推進課長

今年度ですが、学校数でいきますと小学校7校、中学校1校です。

人数にして、小学校が9人、複数いる学校があるんですが、小学校が9人、中学生が1人ということになっております。

片山委員

そういう介護が必要な、医療的介護が必要な生徒が在籍したときに初めて、そういう方をつけるということですか。

谷学校教育推進課長

はい、医療的ケアが必要な子がいて初めて、今回でいう医療介助員がつくことになります。医療的ケアが特に必要でない、通常の介助であれば、特に看護師資格を持たなくても、ほかの一般的な介助員がおりますので、その介助員が支援をしております。

片山委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかは、どうでしょうか。

それではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。よろしいでしょうか。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号「茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

加藤学校教育部長

議案第9号につきまして、説明いたします。

今まで論議していただいた議案第7号、8号の件を、茨木市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則においても改正する、そういうことになっています。

本件は、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入され、臨時的任用職員が

会計年度任用職員に移行すること、校長の専決事項の整備を行うため、所要の改正を行うものです。

まず、「支援担当員」の職を廃止し、「医療介助員」の職を新たに設置します。

次に、校長の専決事項から、校長及び所属職員の外国への出張に関するものを除きます。

最後に、附則といたしまして、令和2年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料として規則の新旧対照表をご配付しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

よろしいですか。

それではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第10号「茨木市公民館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

乾教育総務部長

議案第10号につきまして、議案説明を申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、公民館長及び公民館主事が会計年度任用職員に移行することに伴い、茨木市公民館条例施行規則の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、館長、館長代理、主事その他の職員を教育委員会が委嘱する旨、館長の任期を3年とする旨の規定を削るとともに、使用許可の申請について定める規定の文言整理を行うものでございます。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行する旨を定めております。

なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表をご配付いたしております。

以上で、議案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

篠永委員

新旧対照表を拝見させていただいて、この任期が削除されているということですが、任期に関しては、また別に明記されているのでしょうか。それとも、制限なしということに理解してよろしいのでしょうか。

松本社会教育振興課長

今回、公民館長が会計年度任用職員に移行します。会計年度任用職員になりますと任用期間が1年ということになりますので、今回、この規則のほうでは、任期のほうを削除させていただいております。ただし、公民館長につきましては、事業の推進に当たり

まして継続的な取り組みも必要ということになりますので、任用手続は毎年行いますけれども、任期は3年ということで、別途、基準のほうを教育長決定で設けさせていただいて、運用していこうというふうに考えております。

岡田教育長

ほかは、どうでしょうか。

それではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第11号「茨木市教育施設等使用規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

乾教育総務部長

議案第11号につきまして、ご説明を申し上げます。

本件は、教育施設等の使用について使用者の利便性の向上及び徴収事務の効率化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、題名を「茨木市教育施設等使用条例施行規則」に改めるもの、2つ目といたしまして、使用料の納期を、原則として教育施設等を使用する日の属する月の末日とする旨に改めるもの、3つ目といたしまして、趣旨規定、許可の条件等の規定の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行する旨及び経過措置について定めております。

なお、参考資料といたしまして、規則の新旧対照表をご配付しております。

以上で、議案の説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

これより質疑を行います。

片山委員

現行の規則では、許可条件で、事前に使用料を納付するという建前だったのが、今回は、使用する日の属する月の末日ということで、事後に支払うという形になったと思うんですが、これは何か理由があるんですか。

中井施設課長

委員ご指摘のとおりでございます。現状につきまして、施設の使用団体が、使用日の7日前までに使用申請を、まず学校に提出し、学校に支障のない範囲で貸し出しをするというのが施設使用の事務でございます。学校で問題がなければ、使用申請とともに許可をして、学校が使用許可した内容を施設課に送付し、施設課にて使用許可とともに納付書を送付します。日々の使用許可で、納付期限も日々発生し、使用料の徴収事務、滞納整理という形においても、今までは適切な管理ができていなかったということから、使用料の納付期限を月末とすることで、使用料の徴収事務を実情に沿

った形で滞納整理の効率化を図る目的として、改正させていただくということがあります。

片山委員

事前に支払ってもらっておれば、そういう滞納というのではないと思うんですが、事後になれば滞納整理という仕事がね、出てくると思うんですが、そのあたりはどうなんですか。

中井施設課長

事前にという形がとれば一番いいんですけども、まず施設課のほうで、この受付事務を行って、使用許可を出して、納付書を渡してという形が、この施設の貸し出しの事務の中では、なかなか難しい事務になります。学校が施設の利用許可をした段階で、その都度、債権が発生するという形になっておるんですけども、学校の支障のない範囲で貸し出しをするという実務の中で、実情に沿った形で実施するために、納付期限を月末に設定をさせていただいたということがあります。

片山委員

許可をされるときにね、同時にその場で納付していただいてもいいんでしょう。施設課に申請書をお持ちになるんですか。学校経由で上がってくるということは、本人と接触する機会はないわけですね。ということは、實際上、事前納付か、あるいは事後ということになるんですけど、いずれにしても、使ってから支払ってくれという形が実態になるわけですね。その日の属する月末ということであれば、やはりお金を徴収する事務が出てきますけれど、そのあたりは大丈夫なんですか。

中井施設課長

全てのケースが事後になるというわけではございませんで、現状におきましても、使用日の前月の1日から使用日の7日前までという形で、学校で受付を行っております。それで、前月の20日過ぎ、25日前後に納付書の作成を行いまして、前月には発送しております。その中で、1日使用の方もあれば、翌月の31日使用の方もおられます。現状に沿って、使用日前までに納付をするケースもあるんですけども、全てが

そういう形ではないのが実情でございます。

適宜、状況を見て、督促事務を行っておりましたので、月末に納付期限を統一して、滞納整理の事務に当たるといって形で整理をさせていただいたという形でございます。

片山委員

じゃあ、私の理解では、月末締めということだね、1回にまとめて整理をしてしまうと。刻一刻ごとの申請ごとに督促するんじゃなくて、月決めにまとめて事務的に整理をするということで合理化が図れると、こういう趣旨ですか。わかりました。

乾教育総務部長

実態としては、使用日までに払えていなかったというのが出てくる、25日に発送したとしても1日の人でいくと、お金が払えていなかったり、納付書は送っていますけど、手元に届いて、すぐ金融機関に行けるのかどうかというのはあります。その学校で申請を受けたときに、学校でお金を徴収していただけるんでしたら、必ず使用日までに納付されるという状況になるんですけど、学校ではお金の取り扱いというのをしていない、直接お金の徴収をすることが難しいので、納付書を送らせていただく形になります。

督促をするにしても、毎日になりますと日々、期限がきますので、日々督促をしないといけなくなりますので、月末に限定させていただいて、1か月に1回という形にさせていただくというのが、この趣旨でございます。

監査のほうからも指摘がございまして、前納されていないじゃないかというところがありましたので、このような形でしていくという形です。

岡田教育長

休憩します。

休憩（15時16分）

再開（15時20分）

岡田教育長

再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

それでは、各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第12号「茨木市立幼稚園職員服務規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

岡こども育成部長

議案第12号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されること、また決裁権限の下部委譲を行い、意思決定の迅速化を図る観点から、出張に関する事務の決裁区分

について改正を行うものです。

内容といたしましては、第6条第3項では、「臨時的任用職員」を「会計年度任用職員」に改めます。

次に、第10条では、教諭等の出張の決裁権限を外国へ出張を除き、園長に改めます。

附則として、施行期日を令和2年4月1日としております。

なお、参考資料といたしまして、規程の新旧対照表をご配付しております。

以上で議案説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

岡田教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。

武内委員

この臨時的任用職員という言葉がなくなって、それが会計年度任用職員という言葉になったというふうに理解していいんですか。

山寄保育幼稚園総務課長

委員のご指摘のように、臨時的任用職員が会計年度任用職員になりました。

武内委員

言葉だけの問題ですか。

岡こども育成部長

地方公務員法上の話で、会計年度任用職員という新たな職の人ができてきます。いわゆる補助的な作業をしてもらう臨時的任用職員は、基本的には会計年度任用職員に身分が変わるということになります。臨時的任用職員というのが残りはしますが、少し意味あいが変わります。会計年度任用職員という形になって、処遇も変わって、仕事内容は一緒ということになりますが、名称だけの変更というところとちょっと違うかなと。身分が変わりますので。

武内委員

また、その臨時的任用という方もあるわけですか。

岡こども育成部長

今度、残ります臨時的任用職員は、例えば産休とか育休とかの欠員補充といたしますか、職員が欠員になっているけれども、正規職員を当てられない、そのための代替として正規職員と同様の任務を受け持っていただくという人については、臨時的任用職員という形で身分を残します。それ以外の作業補助であるとか、本当に期間限定の臨時的な任用については会計年度任用職員という身分に変えるというふうになっております。

武内委員

会計年度任用職員というのは1年間の採用という形なんですね。

岡田教育長

ほかはよろしいでしょうか。

それではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第13号「茨木市立公民館長の解嘱について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

乾教育総務部長

議案第13号につきまして、説明を申し上げます。

本件は、茨木市立公民館長について、令和2年4月1日から会計年度任用職員に移行することに伴い、解嘱するものでございます。

解嘱する方々につきましては、別紙のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

岡田教育長

事務局の説明は終わりました。これより質疑を行います。

無いようですのでそれではお諮りいたします。質疑を打ち切りましても異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、質疑を打ち切ります。

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

それでは、各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号「職員人事について」を議題といたします。

武内委員

議案第14号は人事案件ですので、非公開でよろしく申し上げます。

岡田教育長

ただいま、武内委員から非公開の動議が提出されましたが、本件を非公開とすることに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めまして、本件については、非公開といたします。

関係者以外の方の退室をお願いいたします。

休憩します。

〈非公開〉

岡田教育長

ただいまより各委員の賛否及び意見を求めます。

(各委員「原案賛成」の発言あり)

岡田教育長

それでは、各委員のご意見は、原案に対して賛成であります。

本件は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

(各委員「異議なし」の発言あり)

岡田教育長

異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了いたしました。

令和2年第4回茨木市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(15時45分 閉会)

以上会議の顛末を記載し、茨木市教育委員会会議規則第17条によりここに署名する。

令和2年3月24日

茨 木 市 教 育 委 員 会

教 育 長 _____

署 名 委 員 _____

令和2年第4回茨木市教育委員会定例会事務報告

令和2年2月1日～令和2年3月13日

月 日	行 事 名	場 所	出 席 者	担 当 課
2月1日 (土)	第44回茨木市PTA大会 (参加者：232人)	クリエイトセンター センターホール	市長 教育長 関係職員	社会教育 振興課
2月8日 (土)	第2土曜科学教室 調べてみよう！食べ物を通した微生物のつながり (参加者：31人)	教育センター	関係職員	教育セン ター
2月9日 (日)	バリアフリー映画会 (参加者：55人)	中央図書館	関係職員	中央図書 館
2月9日 (日)	子ども向け工作等行事 (参加者：69人)	中条図書館	関係職員	中央図書 館
2月15日 (土)	子どもセミナー (まが玉ペンダントづくり) (参加者：①10人②12人)	①豊川いのち・愛・ ゆめセンター ②沢良宜いのち・ 愛・ゆめセンター	関係職員	社会教育 振興課
2月8日 (土) ～ 2月15日 (土)	映画会 (開催回数：2回 参加者：延べ114人)	中央図書館	関係職員	中央図書 館
2月19日 (水)	第7回茨木市教育センターフォーラム (参加者：185人)	クリエイトセンター	関係職員	教育セン ター
2月1日 (土) ～ 2月27日 (木)	おはなし会 (開催回数：26回 参加者：延べ1,029人)	中央図書館ほか	関係職員	中央図書 館
1月8日 (水) ～ 3月1日 (日)	ちょっと昔のいばらき「はこぶ 道具展」 (参加者数：3,152人)	文化財資料館	関係職員	歴史文化 財課